

1. 平成19年度下半期に締結された契約について

意見・質問	説明・回答
<p>1. 一般競争入札</p> <p>【①中央合同庁舎第7号館 分電盤増設工事】 【②中央合同庁舎第7号館 分電盤増設工事(移転後増設分)】 【③中央合同庁舎第7号館 ハンドル式移動書架の購入】 【④中央合同庁舎第7号館 備品購入(事務室等用)】 【⑤金融庁統合モニタリング・分析システム用無停電電源装置の調達】 【⑥金融庁行政情報化LANシステムにおけるクライアントPCの購入】 【⑦最適化計画に基づく次期ネットワークの運用管理業務】 【⑧最適化計画に基づく次期ネットワークの初期導入作業】 【⑨金融庁認証局システムの監査業務】</p>	
<p>③④について</p> <p>・応札者数は複数あるものの、同一の事業者が落札しているが、正常な競争が行われているのか。</p>	<p>・一般的な事務用品については、同一の事業者が落札しているケースも多いが、どの事業者でも納入できるものであり、また、一般競争入札によりどの事業者も参加できるものであり、結果的に同一の業者が落札したものである。</p>
<p>⑦⑧について</p> <p>・システム関係の契約は、同一業者の落札が多いが、それは偶然なのか或いはそれぞれのシステムが相互に関連しているためなのか。</p>	<p>・業務・システムの最適化計画の対象となっている本件については、詳細な仕様書を作成しており、同一業者の落札は、システムの関連性とは関係ない。結果的に偶然に同一の業者が落札したものである。</p>
<p>①～⑨について</p> <p>・応札が1業者ではなく、多くの業者が応札してくるように入札手続等、工夫できるところがあったら工夫してほしい。</p>	<p>・仕様で過度な条件を付けることのないように注意し、公告期間も可能な限り長く設けて募集している。今後も、競争を制限するような仕様又は手続きとならないように努める。</p>
<p>2. 企画競争</p> <p>【①銀行法施行令等の外国語訳作成業務】 【②公認会計士法施行令等の外国語訳作成業務】 【③XBRL関連資料に関する英語訳作成業務】 【④アジア金融法制研究会の実施に係る運営業務】 【⑤保険監督者セミナー実施に係る運営業務】 【⑥第10回東京セミナー及び第7回証券法執行セミナー運営業務】 【⑦欧米主要国の金融・証券法及び金融・証券市場に関する調査委託】 【⑧海外主要国における銀行のファンドビジネスの実状等に関する調査委託】 【⑨XBRLに係るコンサルティング業務委託】</p>	
<p>①～③について</p> <p>・本件のような契約相手先として、これらの事業者は相応しいのか。例えば、会社の規模はどのくらいか。また、実際に外国語訳を行う者が、契約相手先の正規の社員であるかどうかの確認は行っているか。</p>	<p>・①及び②の契約相手先については、従業員101名、資本金5000万円、創立は1981年であり、③の契約相手先については従業員220名、資本金5300万円、創立は1996年であり、それなりの規模の会社ではないかと思う。ただし、正規の社員であるかまでの確認は行っていない。</p>

<p>・企画競争において英訳した人が実際に業務を請け負った際に英訳を行っているのか。また、契約相手先から提出された英訳の正確性をどのようにチェックしているのか。仮にチェック後不具合があり修正させる場合の価格は契約金額に含まれているのか。</p>	<p>・仕様書において、企画競争の際に英訳した人が引き続き英訳を行うことと記載されている。また、英訳については英語に堪能であり、かつ法律に精通している当庁の職員が確認しており、仮に不具合があった場合の修正に係る費用は契約金額の中に含まれている。</p>
<p>①～⑨について ・英訳及び委託調査に係るものは、報告書が提出されるのか。また、提出されるとしたら公表されるのか。</p>	<p>・報告書は提出されることとなっており、案件により公表されるものもある。</p>
<p>⑦について ・契約相手方は日本に事務所があるのか。また、過去の参加状況はどうなっているのか。</p> <p>・企画競争において真に競争性が確保されるようになっているのか。事業者の選定に到るまでに一連の手続きがあるが、その日程はどうなっているのか。</p> <p>・企画案の審査を行うのは内部の職員のみか。</p>	<p>・契約相手方は、日本には事務所を有していない。また、契約相手方は数年前から競争入札に参加しており、比較的最近になって契約を締結している事業者である。</p> <p>・公告日10月9日、説明会10月24日、企画書の提出日10月31日となっており、最終的に事業者が決定されたのが11月9日である。</p> <p>・審査を行うのは内部の職員のみであるが、審査員には業務担当部門の職員のほか会計部門の職員を加えることにより客観的な審査を確保するようにしている。</p>
<p>⑨について ・参加者数が1社であるにも関わらず、2社から見積りを聴取しているが、その理由は何か。</p>	<p>・契約金額の妥当性を担保するために2社から見積書を徴取したが、実際に企画書の提出があったのは1社のみであったためである。</p>

3. 公募

- 【①中央合同庁舎第7号館内装工事】
- 【②金融庁統合モニタリング・分析システムの移転業務】
- 【③金融庁の情報システムの移転業務】
- 【④給与計算システムの改修(国家公務員給与等実態調査対応)】
- 【⑤給与計算システムの改修(特別調整額の経過措置減額対応)】
- 【⑥金融検査監督データシステムの変更開発(19年度決算期業務)】
- 【⑦総合的文書管理システム(部門サブシステム廃止等)に係る改修】
- 【⑧中央合同庁舎第7号館金融庁出退表示システム拡張開発業務】
- 【⑨金融庁統合モニタリング・分析システムの変更開発】

<p>①について ・当初工事の契約については一般競争入札を行い、その追加工事を公募で行っているが、契約の適正化を図るために、最初から全てを一括して一般競争入札を行えるように計画を立てておくべきではなかったか。契約手続の適正性に加えて、その必要性についても検証するべきではないか。</p>	<p>・本件の契約時には、7号館はまだ竣工検査が終了しておらず建築途上の状態であったため、本件事業者にはPFI事業者との調整が要求され、また極めてタイトなスケジュールでもって関係当局への対応を図らざるを得なかった。そのような状況の中で、内装工事(増員に伴う部屋の仕様の変更等)を行うことができるのは、第7号館の竣工業者のみであり他の事業者では難しいと考えられた。しかしながら、他の事業者でも実施できる可能性も全く排除できないことから、公募としたものである。</p>
---	--

<p>⑥⑨について</p> <p>・公募のように1社しか参加しない場合、価格の正当性はどこまで検証できるのか。国においても民間並みにきめ細かく金額の積算内容を確認する必要があるのではないか。</p>	<p>・情報システムを調達する場合は、担当職員が事業者から徴取した見積りの内容を精査し、またCIO補佐官が工数等の確認を行うことにより価格の妥当性の検証を行う。その上で、一定金額以上の調達案件については、金融庁長官以下の幹部職員から構成される情報システム調達会議において、調達価格等の妥当性を審議している。</p>
<p>4. 随意契約</p> <p>【「金融商品取引法等の一部を改正する法律案の条文及び理由」の印刷】</p>	
<p>特になし</p>	